



2026年2月25日

各位

会社名 日本パレットプール株式会社
代表者名 代表取締役社長 浜島 和利
(コード番号：4690) 東証スタンダード市場
問合せ先 執行役員 木下 耕治
(TEL：06-6373-3231)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年5月に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年3月31日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日：2026年3月31日（火曜日）
- (2) 公告日：2026年3月16日（月曜日）
- (3) 公告方法：電子公告

(当社ホームページ URL：<https://www.npp-web.co.jp/company/investors/koukoku.html> に掲載して行う。)

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2026年1月30日に公表した「日本パレットレンタル株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」において公表した、日本パレットレンタル株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2026年2月2日から実施している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付けが成立した場合であっても、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、公開買付者が当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、①公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定とのことです。一方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等を付議議案に含む本臨時株主総会を2026年5月に開催することを当社に対して要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、公開買付者の要請を踏まえ、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

ただし、本公開買付けが成立しない場合、又は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以上